

一般社団法人 日本ボッチャ協会 登録規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会定款（以下「定款」という。）第43条ほかの規定に基づき、会員の種別、入退会等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 本協会には、次に掲げる会員を置く。

(1) 会員（メアドなし会員を含む。）

定款第50条1項に定める加盟団体に所属する選手、スポーツアシスタント、ランプオペレーター、審判員、クラス分け員、サポーター（トレーナーを含む。）、ボランティア及び第22条1項に定める役員

(2) 賛助会員

定款第3条の目的に賛同し、支援する個人または企業・団体

(登録料・会費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

(1) 会員 年会費：3,000円（なお、大学生・大学院生は2,000円、高校生以下の学生は0円）

(2) 賛助会員 個人：1口2,000円以上 企業・団体：1口2,000円 5口以上

2 会員は、1資格ごとに当該資格について定める年会費を納める。

3 会費は、年度途中の加入であっても、減額されない。

4 会費の納入は、事務局に対し、毎年定められた期日までに、年会費を納入しなければならない。それ以降は、新規登録の場合と同様の扱いとする。

5 会費の納入はクレジット決済かコンビニ決済のみとする。納入時の振り込み手数料は各自の負担とする。

6 賛助会員は、個人または団体の代表者が納入しなければならない。手数料は各自の負担とする。

7 既に納められた登録に関する費用は、いかなる理由によっても、返済しないものとする。

(登録の方法)

第4条 会員登録は、個人登録及びクラブ登録がある。

2 「団体」とは、各都道府県協会を指し、「クラブ」は、企業、所属クラブチーム、学校等を指す。

3 本協会への登録更新手続きは、ホームページの登録フォームより個人またはクラブ代表者が行う。

4 会員は、会員登録する際に、いずれかの団体にも所属するものとするが、複数の団体に所属することができない。

5 会員は、団体を構成する個人であり、障がいの有無及び登録種別を問わない。

6 会員には、資格別のコードが付与され会員証が発行される。

(会員の権利)

第5条 会員は、次の権利を行使できる。

2 本協会に登録している審判員、サポーターの派遣要請の権利を有することができる。

3 各種講習会や日本選手権予選会の開催を誘致する権利を有することができる。

4 本協会からの情報提供を登録したメールアドレスへの配信により受けることができる。

5 競技にかかる用具を、会員価格で購入することができる。

6 本協会が会員のために提供するサービス等を受けることができる。

7 会員は、本協会主催の競技会や各種行事、および国際大会に参加する権利を有することができる。

8 賛助会員は、大会等の情報や協会ノベルティグッズを受け取ることができる（年1回）。また希望者

は、協会ホームページに氏名または、団体名が掲載される。

(登録年度)

第6条 登録年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 年度途中での登録についても、前項を踏襲する。

(退会)

第7条 会員の退会は次の通りとする。

2 すでに会員登録をしている者が、当該年度の会員登録期間中に更新手続きをしなかった場合は退会とみなし、登録更新期間終了日を退会受理日とする。

(会員の義務)

第8条 会員は、定款に定めるもののほか次の義務を有する。

- (1) 定款及び本協会の定める規程等を遵守する。
- (2) 本協会の目的を達成するために、本協会の事業活動に積極的に参加する。
- (3) 会員登録内容（住所、氏名等）に変更が生じた場合は、遅滞なく必要な手続きを実施する。

(権利譲渡の禁止)

第9条 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させてはならない。

(私的利用の範囲外の使用禁止)

第10条 会員は、本協会が承認した場合を除き、本協会を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版、編集、送信、放送、産業財産権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(ファン会員)

第11条 本協会は、第2条の会員及び賛助会員とは別にファン会員を置くこととするが、ファン会員は、あくまでボッチャというスポーツ及び本協会の活動を応援する目的で登録する会員とするため、本規程の適用対象とせず、また、本協会が規定する諸規程は一切適用されないものとする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 本規定は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規定の一部を改訂し、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この規定を改訂し、令和2年4月1日より施行する。
- 4 この規定を改訂し、令和7年7月30日より施行する。